

福祉

母子寡婦福祉のご案内

対象者は、町内に住所を有する者で所得税が課されていない者。(但し、生活保護世帯を除く)

手当の額は、小学校入学時・中学校入学時・義務教育修了後進学、就職するとき各10,000円です。

●保育所

保育所は、保護者が働いていたり、病気や出産等で家庭で保育ができない場合に、その児童を保育する児童福祉施設です。

中央保育所(定員70名)

豊原保育所(定員90名)

野波瀬保育所(定員45名)があります。

保育料は、保護者の所得により、無料から27,800円(3歳以上児)までの10階層に分かれています。

●三隅町母子寡婦福祉会

母子家庭及び寡婦のしあわせを自分達の手でつくりあげるために、境遇を同じくする皆さんが集まって活動する団体として、三隅町母子寡婦福祉会があります。

母子家庭や寡婦のお役にたついろいろなことを知らせあったりして、会員の研修や協力・親睦をはかっています。入会を希望される方は、母子寡婦福祉会事務局(町社会福祉協議会内)にご連絡ください。

☎ 三隅43-0675

母子寡婦福祉についてのお問い合わせは、民生課福祉係へどうぞ。

☎ 三隅43-0211

●母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦の経済的な自立を助け、希望に満ちた明るい家庭づくりの手助けのための(無利子から年3%)貸付制度があります。

母子家庭、夫と死亡、あるいは離婚した40歳以上の女性で子供がいない人、父母のいない20歳未満の児童が対象となります。

資金の種別(事業開始、就学修業、就職、技術習得、住宅、療養、結婚等)により限度額が異なります。

●母子家庭医療費助成事業

母子家庭の医療費に対し国民健康保険法及び社会保険各法による医療費(一部負担金を除く)を助成します。所得制限があり、受けられない家庭もあります。

●児童扶養手当

母子家庭、母に代わって18歳未満の児童を養育している人に手当が支給されます。

●父母が婚姻を解消した児童 ●父が死亡した児童 ●父が重度の障害にある児童 ●父の生死が明らかでない児童 ●父から一年以上遺棄されている児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童(不認知)が対象です。

ただし、公的年金や遺族補償が受けられるとき、扶養義務者の所得が一定以上のときは支給されません。

児童数一人月額33,860円、二人目5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算されます。

●母子家庭等就学就職支度金給付事業

母子家庭等(父又は母がいない世帯)の児童が小・中学校に入学するとき、又は義務教育を修了して進学・就職するときには、支度金を支給します。



— 母と子のしあわせのために —